

相談会実施報告書

1 相談会名

労働トラブル110番

2 開催日時

平成25年11月13日（水）17時～20時

平成25年11月20日（水）17時～20時

3 開催趣旨

人事労務管理の個別化や雇用形態の多様化に伴い、個々の労働者と使用者間のトラブルは毎年大幅に増加しています。そこで、賃金未払いやサービス残業など、労働に関するトラブルを抱えた人の相談にお応えするため電話での無料相談会を開催しました。本相談会は今年で7回目となりますが、これまでも多くの労働に関する相談が寄せられてきました。

4 相談件数

合計 8件

内訳

- | | | | | |
|--------------|-------|---------|-------|------|
| (1) 性別 | 男性6名 | 女性0名 | | |
| (2) 年齢 | 30代3名 | 40代1名 | 60代1名 | 不明1名 |
| (3) 職業 | 不明 | | | |
| (4) 相談会を知った先 | | 市町村広報2名 | 新聞4名 | |

5 主な相談内容

賃金未払	4件
労働条件の切り下げ	2件
サービス残業	1件
その他	1件

6 実施した感想・コメント・今後の対応

- (1) 未払賃金に関しては、相談者がすでに勤務先を退社しているので、給与請求権が消滅時効にかからないうちに法的手続きに移行するようアドバイスした。
- (2) 労働条件切り下げについては、労働条件の不利益変更を禁止する労働基準法原則に反した会社の行為が見受けられ、労働組合のない零細企業において労働者の権利が十分に護られていない例といえる。
- (3) 未払賃金（給与あるいは残業代）については、雇用契約が継続している場合、勤務先に対して法的アクションをとるか否かの葛藤があり、一方、その間に請求権の消滅時効（2年間）が進行するという歯がゆい状況が生じている。

請求権消滅時効を商事債権の場合に準じる（５年間）なりの、法改正による手
当を行なう必要を感じる。

長野県司法書士会では、下記のと通りの常設の電話相談窓口を開設していますの
で、引き続き、市民の皆様の相談に応じてまいります。

「労働 1 1 0 番」

相談日時 毎月第 2 ・ 第 4 月曜日 正午～午後 3 時

受付電話番号 0 2 6 - 2 3 2 - 2 1 1 0

※ 司法書士が無料で相談に応じます